

平成29年第1回尾張旭市公平委員会議事録

- 1 開催日時
平成29年3月7日（火）
開会 午前10時00分
閉会 午前10時10分
- 2 開催場所
尾張旭市役所2階 203会議室
- 3 出席委員
委員長 黒澤佳代
委員 戸塚理人
委員 若杉 恵
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
行政経営課長 梅本宣孝
行政経営課法務文書係長 寺尾 綾
行政経営課法務文書係主事 村上幸歩
- 7 会議に付した事件
第1号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について
- 8 議事要旨

事務局（課長）	<p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、戸塚委員におかれましては、昨年10月に東京で開催されました公平委員会制度65周年記念総務大臣表彰式において表彰されましたので、皆様に御報告申し上げます。</p> <p>本日の議案には、職員団体の役員の役職、氏名及び住所といった個人情報が含まれております。これらは尾張旭市情報公開条例における非公開情報に該当する可能性がありますので、会議中、氏名、住所についての発言を控えること及び傍聴者用の資料中、該当部分を黒塗りすることで、会議を公開とすることについて提案させていただきます。また、会議録につきましても同様の取扱いをしたいと思いますますがよろしいでしょうか。</p>
---------	--

事務局（課長）	<p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは議事の進行につきましては、委員長にお願いいたします。</p>
委員長	<p>委員 3 名が出席しております。</p> <p>地方公務員法第 11 条第 1 項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より平成 29 年第 1 回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、第 1 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』の 1 議案です。</p> <p>それでは第 1 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。議案について、事務局から説明してください。</p>
事務局（係長）	<p>まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。先日郵送しましたのが、①次第、②ホチキス綴じの議案がセットになった資料。本日配布しましたのが、③関係法令抜粋、④組合規約の写し。合計 4 点でございます。</p> <p>それでは、ホチキス綴じの議案資料をお手元に御準備ください。第 1 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、御説明いたします。資料の 1 ページを御覧ください。</p> <p>この案は、地方公務員法第 53 条第 9 項の後段で準用する同条第 5 項の規定より、職員団体の登録申請書の記載事項の変更を行おうとするものです。関係法令の資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。</p> <p>下線部分が要旨ですが、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないとされています。</p> <p>また、資料の裏面ですが、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項では、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったと</p>

事務局（係長）	<p>きは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとされています。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体である、尾張旭市教員組合の代表者から届出があったため、変更登録する必要が生じたものです。</p> <p>再度、議案の資料を御覧ください。変更登録の内容は、理事その他の役員に関する事項です。当該組合同規約第16条の規定により、役員は組合長、副組合長、書記長、会計の4名であり、この度、改任され、届出があったものです。なお、資料の2ページから3ページに改任届及び役員改任証明書の写しを添付しております。</p> <p>よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。
若杉委員	これは選挙によって選ばれたのですね。
事務局（係長）	はい、そうです。
若杉委員	関係のないことかもしれませんが、尾張旭市に先生方は262名みえるということでしょうか。
事務局（係長）	全体の教職員のうちこの職員団体に登録されている組合員が262名ということで、全体の教職員の数ではございません。
戸塚委員	小中学校でということですか。
事務局（係長）	そうですね。
戸塚委員	入ってらっしゃらない方もみえますか。
事務局（係長）	入ってらっしゃらない方もみえるでしょうし、もう1つの登録職員団体である教育労働者組合に入っている方もみえます。
戸塚委員	今回、そちらの団体の異動、届出はないですね。
事務局（係長）	今回連絡をとったところでは、ないようです。
委員長	今回変更のない方も、選挙をして改任されているので、変更登録をするということですね。
事務局（係長）	教員組合同規約の第19条を見ますと、役員の任期は1か年とし再任を妨げないとなっています。

委員長	<p>なので、今回再任されたということで、変わっていない人も改任となるということですね。</p>
委員長	<p>それでは、尾張旭市教員組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、御異議はございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がないようですので、変更登録することといたします。事務局で、通知及び登録簿への登録をお願いします。</p> <p>では、次に第3の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。</p> <p>事務局からは何かありますか。</p>
事務局（課長）	<p>特にございませぬ。</p>
委員長	<p>それでは、これをもちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。</p>